

第 I 章

公民館で行う人権学習とは



矢板市泉公民館「ふれあい祭り」より

第 I 章 の 構 成

I -1 「公民館」ってどんなところ？

I -2 「人権」って何だろう？

I -3 公民館で人権学習をどのように進めればいいのか？

地域住民の集会や学習の場として、また生涯学習の拠点施設としての役割を担う公民館。人権教育の目的である人権尊重の精神の涵養のためには、地域の幅広い年齢層の住民が参加する学級や講座は、人権に関する学習を提供する絶好の機会といえます。

本章では、人権教育や公民館で行う人権学習の進め方について考えていきます。

「集う、学ぶ、結ぶ」、身近な公民館



公民館は、英語で“KOMINKAN”と呼ばれるように、世界に誇る日本独自の社会教育施設です。公民館は、太平洋戦争の敗戦による混乱と荒廃の中で、郷土復興を掲げ、官と民が一体となって作り出した社会教育施設です。その核となったのは、地域ぐるみによる「ひとつづくり」、「ものづくり」、「まちづくり」の総合的推進でした。

そして、どの市町村にも設置されることとなり、現在、その数 17,947 館（平成 14 年度文部科学省社会教育調査）。全国の中学校数が約 10,000 校ですから、中学校区に約 2 館の割合で存在していることになります。

このように、公民館は、地域住民に最も身近で、なくてはならない存在となっています。

「公民館 60 年」を迎えようとしている今、設立当初の願いを振り返りながら、公民館と人権とのかかわりを考えていくことにしましょう。

公民館の目的

社会教育法 第5章 公民館

（目的）

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

この条文は、公民館の目的を定めたものです。日常生活に密着した総合的な社会教育施設である公民館は、住民の知性、感性、徳性、健康を基底として目的が達せられるべきと述べられています。

この考え方は、公民館誕生の契機となった昭和 21 年 7 月の文部次官 ^{つうちょう}通牒からも読み取ることができます。

公民館の設置運営について

（昭和 21 年 7 月 5 日発 社第 122 号 各地方長官宛 文部次官）

1. 公民館の趣旨及び目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい**民主主義**に生まれ変わることである。……………

2. 公民館運営上の方針

(4) 公民館は、…(中略)…お互の**人格**を尊重し合って自由に討論談義するに**自分の意見を率直に**表明し、又他人の意見は率直に**傾聴**する習慣が養われる場所となる様に運営されなければならない。

公民館は、敗戦を契機として、教育の民主化、文化国家の建設という形で生まれました。

戦前の社会教育の反省に立ち、学校とは別の「独自の施設」で「大人になっても学べる場」として公民館は誕生したのです。

しかも、世界人権宣言が採択された昭和 23 年 12 月 10 日よりも早い時期に、人格の尊重・相互尊重・傾聴という「人権の視点」が位置付けられていたということは、注目すべきことです。

公民館の機能・役割

昭和 22 年 6 月に、公募によって選ばれた「公民館の歌」が発表されました。

「公民館のつどい」から、郷土を興し、郷土にひらき、郷土に生きる、「よろこび」「ゆかしさ」「たのしき」が歌い上げられています。

学習意欲に燃えた人々が多くの学習機会を求めて公民館にやってきた様子が目に浮かぶようです。

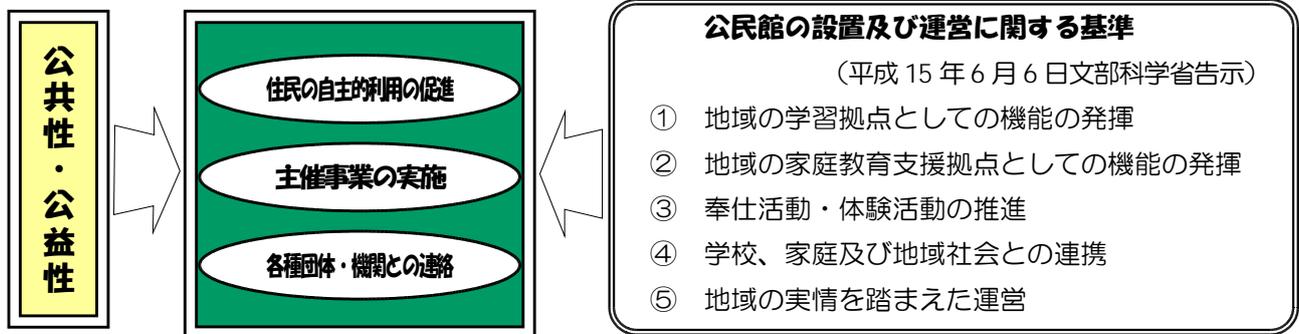
昭和 22 年 3 月、教育基本法によって法的根拠が示され、昭和 24 年 6 月、社会教育法によって立場が明確にされた公民館は、社会のニーズの変化に対応しながら、生涯学習振興の中核として発展してきました。そして、今日では、IT 革命を始めとする社会構造や地域社会の大きな変革の中で、新しい時代に生きる人々のための社会教育施設として、さらなる役割が期待されています。

公民館の歌（自由の朝）
山口晋一 作詞
下総皖一 作曲

一、平和の春に あたらしく
郷土を興す よろこびも
公民館の つどいから
とけあう心 なごやかに
自由の朝を たたえよう

二、心の花の におやかに
郷土にひらく ゆかしさも
公民館の つどいから
希望を胸に 美しい
文化の泉 くみとろう

三、働くものの 安らかに
郷土に生きる たのしさも
公民館の つどいから
まどいになごむ ひとときに
明日への力 そだてよう



公民館は、「人権教育の拠点」

昭和 42 年 7 月、全国公民館連合会は、公民館の役割についてまとめた文書を発表しました。そこでは、公民館活動そのものが、「人権教育」として機能すべきと述べられています。

公民館のあるべき姿と今日的指標 (昭和 42 年 7 月 全国公民館連合会)

2. 公民館のあるべき姿

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。このためには、つぎのような理念に立たなければならない。

- ① 公民館活動の基底は、**人権尊重の精神**にある。
- ② 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立することである。
- ③ 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館で行われる事業として、施設の開放（住民の自主的利用の促進）や学習の機会提供（主催事業の実施）等がありますが、ここで配慮したいことに、「学習権」があります。質の高い事業を提供することはもちろん、「学習したいときに学習したい人が学習できる」ための条件整備や、「学習したくても学習できない人（アウトリーチ）」への対応等が考えられます。

学習権宣言 (昭和 60 年 第 4 回ユネスコ国際成人教育会議)

学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、……（中略）……個人的・集団的力量を発達させる権利である。

- ◆ 学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。
- ◆ 学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。
- ◆ 学習権は、基本的権利の一つである。

このように、公民館は、昔から、「人権教育の拠点」として地域住民を支えてきたのです。

それでは、次に公民館で行われる「人権学習とは何か」について、詳しく考えていきましょう。

公民館で行う人権学習とは

「人権」って何だろう？

公民館職員の A さんは、公民館で「人権に関する講座」を開くことになり、初めてのことなので戸惑っています。そもそも「人権」って何だろうという疑問がわいてきました。まず、公の文書から「人権」について調べてみました。そして A さんは自分自身の言葉で表現してみることにしました。



人権とは？

○人権とは、人間の尊厳に由来する固有の権利である。（県人権尊重の社会づくり条例）

○人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である。

（平成 11 年 人権擁護推進審議会答申）

○人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

（人権教育・啓発に関する基本計画）



◆人権は、だれもが生まれながらにしてもっている権利で、人間として幸せに生きていくために欠かせないものです。ですから、私たち一人一人にとって、なくてはならないとても大切なものなんです。

◆私たちの日常生活の中に深くかかわっているものだから、だれもが平等で明るく幸せに生活していくためには、自分の権利と同じように他の人の権利も認めることが大事なことです。



人権教育とは？

○人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力をいう。

（「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画）

○人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とするものである。

（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）



◆人権教育とは、自分を大切に思う心、そして他の人を大切に思う心をはぐくむことなんです。自分を見つめ、そして他の人を見つめ、違いを認めながら語り合ったり、励まし合ったりしながら対等につながっている喜びを育てることです。

◆それだけじゃなくて、生活する中で、だれかが嫌な思いをしてるんじゃないかなと思ったときは、手を差し伸べたり、一緒に考えたり、行動したりする態度を育てることなんです。



次に Aさんは、国内外の動きや栃木県の人権教育について調べることにしました。

国連では

「世界人権宣言」
「国際人権規約」
「人権教育のための国連10年」
「人権教育のための世界計画」

日本では

「日本国憲法」 「教育基本法」
「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
「人権教育・啓発に関する基本計画」

世界人権宣言
第一条
すべて人間は、
生まれながらに
て自由であり、
かつ、
尊厳と権利とに
いて平等である。



栃木県では

「栃木県人権教育・
人権啓発推進行動計画」
「栃木県同和対策審議会意見具申」
「栃木県人権教育基本方針」
「栃木県人権尊重の社会づくり条例」
「栃木県人権尊重の社会づくりに
関する施策の基本方針」

国際的な動き

世界人権宣言

第二次世界大戦後の世界平和を実現するため、1948年（昭和23年）の国連総会において採択されました。この宣言により、人権は世界中の人々が共有する考え方となりました。

国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約の2つがあり、1966年（昭和41年）の国連総会において採択されました。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の国連総会において、1995年から2004年までの10年間に「人権教育のための国連10年」と決議し、行動計画を採択しました。平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて、「21世紀は『人権の世紀』と呼ばれています。

人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」の成果と問題点を踏まえ、2004年（平成16年）12月10日に、決議されました。この計画では、2年から3年を1つの段階としてくり、特定分野を設定し、併せて行動計画を策定するというもので、これに評価を加えて繰り返していきます。第一段階は、2007年（平成19年）までの3年間、初等中等教育に焦点を当てて進められています。



日本の動き

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

国連決議の「人権教育のための国連10年」を受けて、1997年（平成9年）に策定されました。「人権という普遍的文化を築き上げることを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供など努力を積極的に行うこと」を目標としています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

国内行動計画などを踏まえ、2000年（平成12年）には、人権教育・啓発を総合的により一層推進するために制定されました。人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体の責務が明らかにされました。

人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、2002年（平成14年）に策定されました。

栃木県では

同和教育から人権教育へ

本県における同和教育は、昭和 49 年に取組を開始し、すべての学校すべての地域において組織的・計画的に推進してきました。さらに、平成 9 年からは、同和問題を人権問題の柱としてとらえ、人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもたせながら、一人一人を大切にす人権尊重を貫く教育として同和教育を推進してきました。

- ◆ 栃木県人権・同和问题意識調査 [H12 調査]
- ◆ 栃木県人権教育・啓発推進行動計画 [H13.3.21]
- ◆ とちぎ教育振興ビジョン [H13.3]
- ◆ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）[H13.10.3]



県教育委員会では、平成 13 年 11 月 6 日、「**栃木県人権教育基本方針**」（P9 参照）を決定し、人権尊重の精神の涵養を目的として人権教育を推進しています。これまで取り組んできた同和问题については、人権教育の中で取り上げる様々な人権問題の中でも重要なものとしてとらえ、残された課題解決に向け、より一層工夫しながら効果的に取り組んでいます。また、平成 14 年 3 月、すべての学校すべての地域で円滑に推進されるよう「**人権教育の手引**」を作成しました。

また、国内外の人権教育の流れを受けて、栃木県では、平成 15 年 4 月 1 日に「**栃木県人権尊重の社会づくり条例**」を施行するとともに、平成 17 年 3 月に、「**栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針**」を策定し、国や市町村、県民と連携・協力して人権施策を総合的に推進しています。

社会教育で取り組むために

「人権」って意識しなかったけど、居心地がよかったり、仲間づくりをしたりすることも大事な視点なんですね。

【社会教育における努力目標】

生涯学習の推進に係る各種施策を通じて、人権尊重の理念について理解を深めること

- ・ 人権の視点から教育活動を見直し、人権教育を生涯学習推進計画に適切に位置付けるとともに、推進体制の整備・充実に努める。
- ・ 幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす家庭教育の充実に努める。
- ・ 公民館等の社会教育施設において人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設したり、ボランティア活動等の体験活動の機会を充実したりするなど、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の提供に努める。
- ・ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、参加体験型学習や身近な課題を取り上げるなど、学習効果や学習意欲の高まるような人権に関する学習プログラムの開発に努める。
- ・ 人権が尊重された雰囲気・環境の中で学級・講座等が進められるよう、一人一人が大切にされた温かな雰囲気づくりや人権に配慮した学習環境づくり等に努める。
- ・ 人権教育を推進する指導者を計画的に養成し、その活用を図るとともに、指導者の人権意識を高めるなど、資質の向上を図るための研修の充実に努める。
- ・ 学校教育との連携を図り、人権教育を総合的かつ効果的に推進できるように努める。



栃木県人権教育基本方針

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

※ 解説のため ____ を付した。

人権尊重の理念とは

自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方ととらえる。

人権尊重の精神の涵養とは

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことである。

生涯学習の観点に立つとは

人権教育の推進は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、思いやりに満ちた差別のない明るい地域づくりの視点から行わなければならない。そのためには、人権教育を生涯学習体系に位置付け、生涯各期に合った学習内容と方法、学習の場が工夫されなければならない。

人権教育推進のため公民館に期待されていること

平成4年の「生涯学習審議会答申」には、現代的課題（社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために学習する必要のある課題）の1つに「人権」が示されています。

『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』には、「公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図り人権に関する学習機会を充実させる」と書いてあります。



昭和52年ごろから同和教育に取り組んでいた公民館もあるってお聞きしたことがあります。

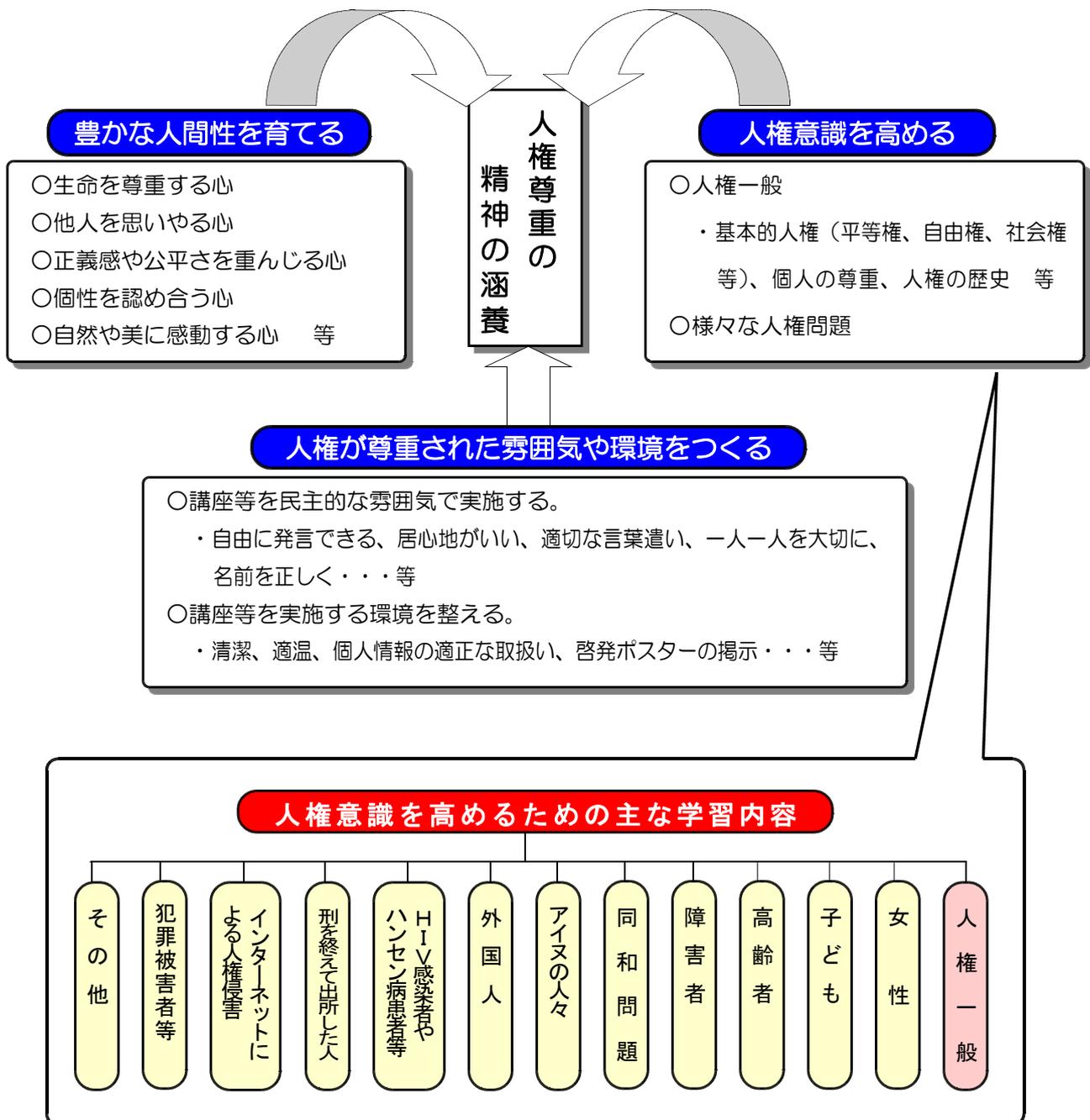
「人権教育・啓発に関する基本計画」には、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図ること。そのためには、人権に関する学習機会の提供はもちろん、体験活動や交流活動、社会奉仕活動を充実させるための環境整備が示されています。

公民館では、生涯の各時期に応じ、各人の自発的意志に基づき、学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会が提供されることが求められています。そこで A さんは「生涯学習振興のため、さらに人権教育について取り組んでいこう。」と考えました。

生涯学習の拠点である公民館で行う人権学習では、学級・講座の開設等、人権に関する学習機会の充実を図り、地域住民の人権尊重の意識を高めることが求められています。公民館で行う「人権学習」はどのように進めていけばよいのでしょうか。

ここでは、人権教育の内容や公民館で人権学習を進めるポイントなどについて説明していきます。

人権教育の3つの内容と公民館事業との関連



人権教育は、この3つの内容がミックスし合っこそ、人権教育の内容として成り立つものです。したがって、人権尊重の理念について理解するには、これらの内容を効果的に、また適切に学習することが大切です。

豊かな人間性を育てるための学習

公民館では、豊かな人間性を身に付けるために実施している事業があります。

豊かな人間性を育てることは、前ページの内容を身に付けることであり、社会奉仕体験活動、自然体験活動、交流活動等の充実が求められます。豊かな人間性は、すべての事業においてはぐくまれるものであり、人権について直接取り上げていない学級・講座においても、豊かな人間性を身に付けるという視点で事業を実施することは、人権教育を推進する上で重要なことです。



社会奉仕体験活動



自然体験活動



交流活動

人権意識を高めるための学習

公民館では、人権に関する学習を主目的とした事業があります。

人権意識を高めるには、人権一般や様々な人権問題についての学習を通して、人権に関する知識や技能・態度を身に付けることが大切です。「人権学習」と言った場合には、一般的にこの内容を主とした学習をいいます。連続講座の1コマに位置付けることも大切です。

人権が尊重された雰囲気や環境をつくる

公民館では、一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で事業が実施されています。

人権教育は、**一人一人の人権が守られた状況**の中で展開される必要があります。公民館の事業では、講師や学習者も自由に意見を出し合うことができ、公正と正義に満ちた民主的な雰囲気を醸成していくことが大切です。このような一人一人の人権が尊重された環境の中で活動することにより、直接人権を取り扱った学級・講座ではなくても、人権感覚・人権意識を育てることにつながっていきます。



この**人権が尊重された雰囲気や環境づくり**は、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めることの一助を成すものとして、すべての事業すべての学級・講座において取り組まなければならない。全職員で人権が尊重された雰囲気や環境づくりに積極的に取り組むだけでなく、職員自らの人権感覚・人権意識を高めていくことが大切です。

公民館事業は、広範囲に及ぶものですね。「人権学習」と言うと直接人権を取り扱った学級や講座と思われるがちですが、すべての事業において、人権教育の視点を位置付けられますね。



社会教育法では、公民館の主要な事業として次のものが挙げられています。

- ① 定期講座を開設すること
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- ⑤ 各種団体、機関等の連絡を図ること
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること



これらの公民館事業に人権教育を機能させるために、配慮していくことはどのようなことでしょうか。

公民館で人権学習を進める7つのポイント

学習内容を工夫しよう

- 学習課題別、学習経験別、ねらい別、方法別等のコースを用意したり、年度によって計画的に実施したりするなど**講座の開設**の工夫をしましょう。
- 個々の人権問題だけでなく、様々な人権問題を総合的に学ぶ**学習内容**を考えましょう。また、学習した内容が具体的な行動につながるものとなるように工夫をして発展的なものにしましょう。

学習方法を工夫しよう

- 講義形式一辺倒ではなく、学習者の様々なニーズに応えられるように、ワークショップ（参加体験型学習）などの様々な**学習方法**の工夫をしてみましょう。（フィールドワーク、ディベート、ロールプレイ 等）
- 学級・講座に参加したくても様々な理由により参加できない人（アウトリーチ）がいます。**人権フェスティバル**などの多くの人が、気軽に参加できる事業や啓発チラシを配布するなどの様々な学習機会の提供をしましょう。

学習支援者に配慮しよう

- **学習支援者**を選ぶときには、事業の目的、学習対象者、参加人数・学習方法、予算等との関連性を考慮することが大切です。学習内容についての十分な知識、技術、指導力を有することが望まれます。
- 各種団体・サークル等の会合や研修の際に人権学習を組み入れてもらい、講師を派遣することも考えられます。



地域住民一人一人を主人公にしよう

○ 公民館で行われるすべての事業を通して、互いの人権を認め合い、尊重し合うことを基盤とした**地域の中で共に生きるための学習**を進めましょう。地域住民一人一人が大切にされる地域社会を、地域住民自らの手でつくっていく場として、公民館がその機能を果たしましょう。

○ 地域住民の活躍の場を提供しましょう。県や市町村で行われている人権教育指導者養成講座の修了者に講師として登録してもらい**人権出前講座**を立ち上げることも考えられます。

学習グループを育成をしよう

○ 子育てサークルや手話サークル、読み聞かせの会などの人権に関する学習や活動を進めているグループに対して、資料の提供、各種研修会の案内、活躍の機会の提供などを通して、その育成に努めましょう。

人権に関する情報収集・提供をしよう

○ 人権に関する住民の幅広い学習要求に応えるため、最新の情報を収集し、提供に努めましょう。そのためには、人権に関する参考図書やビデオ等の視聴覚教材の貸し出し情報、人権に関する学習機会の情報収集などが大切です。

○ インターネットなどのメディアを活用し、**学習情報提供・学習相談を充実**させましょう。そのためには、図書館や博物館等の情報も生かすことが大切です。

様々な部門とのネットワークを構築しよう

○ 首長部局や教育委員会社会教育主管課、学校教育との連携に努めるとともに、郵便局、病院、スーパーマーケットなどの地域の様々な**施設との結び付き**を深めましょう。また、地域の様々な団体、企業、NPO等との連携による**人との結び付き**も大切にしたいものです。募集要項の配布や地域情報の収集、地域指導者等の発掘などに、これらのネットワークが役立つことでしょう。



参考 『人権に関する学習のすすめ方』 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 1997

学級・講座で直接人権を扱うために

P11 に示すように、人権意識を高めるための学習とは、人権一般や様々な人権問題についての学習を通して行われるものです。これらの学習は、公民館においては、主に学級・講座の中で扱うこととなります。そこで、学級・講座の中でどのようにして人権に関する内容を組み入れていったらよいか考えていきましょう。

講座の1コマに人権学習の内容を

織り込んでみましょう。



各種学級・講座の中の1コマに人権に関する学習を位置付けて実施します。学習者や地域の実態に合わせ、テーマ、学習内容・方法を決定しましょう。また、ワークショップを活用するなどして、学習者が主体的に学べるような学習プログラムを作成することが大切です。詳しくは、第二章をご覧ください。

回	テーマ	学習内容	学習方法
1	学校の風景	<開講式> 教育活動や 子どもたちの様子	講話
2	食と健康	バランスのとれた 食事	講話と実技
3	心豊かな 子どもたちに	人権学習	ワーク ショップ
4	美術館へ 行こう	〇〇美術館での 学習	絵画鑑賞 解説付き
5	親子ニュー スポーツ教室	親子でできる ニュースポーツ	実技
6	家庭と 地域の役割	よりよい 家庭・地域づくり <開講式>	講話

(家庭教育学級)

学級・講座生全員を対象に、人権に関する学習を実施してみましょう。

学級・講座の開講式や閉講式をそれぞれの学級・講座ごとではなく、合同で行うようにし、すべての学級・講座生を集めて人権講演会等を実施すれば、人権に関する学習をしてもらうことができます。講師は、講座・学級・研修会等の学習修了者にお願いすることも考えられます。同じ学習者の視点で人権について考えることも大切です。



人権ミニ講座を実施してみましょう。

学級・講座の中に1コマを特設することはちょっと無理という場合でも、身近な人権に関する出来事などを講座の始めや終わりに話題として取り上げてみてはいかがでしょうか。詳しくは、第三章をご覧ください。



これまで述べてきたように、公民館そのものが人権教育を進める地域の拠点となるべきものであり、公民館事業は、人権学習と様々な深いかかわりをもっています。

公民館で行う人権学習の具体的な姿としては、人権意識を高めるための学習として、学級・講座の中で行われるものと、豊かな人間性をはぐくむものとして、様々な体験活動・交流活動の中で行われるものに分けられます。そして、どの活動も人権が尊重された雰囲気や環境づくりを基盤として行われることとなります。そこで、第二章では、主に学級・講座の中で行う人権学習を、第三章では、様々な活動で活用できる方法について詳しく述べていきます。